

疑義照会回答（年金給付）

制度	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
年金給付	老齢給付年金 請求書	28	二重国籍者の 合算対象期間 について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項	国民年金法附則第 7 条第 1 項および昭和 60 年改正法附則第 8 条 5 項 1 号・9 号での、日本国籍を有するものの海外在住期間の合算対象期 間は、日本国籍と他の国との二重国籍者の場合でも、合算対象期間 として取り扱ってよろしいでしょうか。 アメリカ国籍取得日 平成 13 年 9 月 21 日 20 歳から 60 歳未満の海外在住期間 昭和 51 年 2 月～平成 9 年 12 月	昭和 61 年 4 月 1 日以前については、国民年金法附則(60)第 8 条第 5 項第 9 号の規定により、日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を 有していた期間（20 歳に達した日の属する月より前の期間及び 60 歳 に達した日の属する月以後の期間に係る者を除く。）のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）の前日までの期間に係る ものについては、合算対象期間とされています。 また、昭和 61 年 4 月 1 日以降については、国民年金法附則第 5 条第 1 項 3 号及び同 7 条第 1 項の規定により、昭和 61 年 4 月からの日本国 籍を有する者等が海外に在住した 20 歳以上 65 歳未満の期間は国民年 金に任意加入することができ、そのうち任意加入しなかった 60 歳未満 の期間については、合算対象期間とされています。 これらのことから、本事案の対象者については日本国籍を有してい る昭和 51 年 2 月から平成 9 年 12 月の期間の海外在住期間については 合算対象期間と取り扱うこととなります。 なお、二重に国籍を有することの当否については、別途判断される べきものです。
年金給付	老齢給付年金 請求書	29	65 歳以降に届 出された 3 号 特例の期間を 有するものの 受給権につい て	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、国民年 金法平成 16 年改正 法附則第 21 条	65 歳に達した日において、保険料納付済期間または保険料免除期間 を有しない者が、65 歳以降に 3 号特例届出をしたことにより、国民 年金法第 26 条に規定する老齢基礎年金の支給要件を満たしたとき は、その時に受給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。	3 号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がな されていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金にな ってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被 保険者期間について平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に特例 届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとし た。」（平成 6 年 11 月 9 日発年第 59 号厚生事務次官通知）とされてい ます。 平成 16 年改正法により 3 号特例届出が行われた本事例の場合、3 号 特例届出日に受給資格を満たし老齢基礎年金の受給権が発生するこ とになります。（国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、同法平 成 16 年改正法附則第 21 条）
年金給付	老齢給付年金 請求書	30	昭和 36 年 4 月 以前の厚生年 金被保険者期 間のみを有し ていた者が 65 歳以降に届出 された 3 号特 例の期間を有 する場合の受 給権について	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、国民年 金法平成 16 年改正 法附則第 21 条	昭和 36 年 4 月より前の厚生年金被保険者期間（20 月）及び合算対象 期間（230 月）のみで受給資格を満たさないものが、65 歳以降に 3 号特例届出（106 月）をした場合、昭和 36 年 4 月より前の厚生年金 被保険者期間を通算し、3 号特例届出日において受給資格を満たし受 給権が発生すると解釈してよろしいでしょうか。 合算対象期間 昭和 42 年 2 月～昭和 61 年 3 月 3 号特例届 昭和 61 年 4 月 1 日～平成 7 年 2 月 7 日 平成 21 年 8 月 7 日届出	3 号特例制度の目的は、「第三号被保険者に該当することの届出がな されていないため、老齢基礎年金受給時になって低年金や無年金にな ってしまう場合があることに配慮して、過去の未届であった第三号被 保険者期間について平成 7 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に特例 届出を認め、基礎年金制度による老後保障に十全を期することとし た。」（平成 6 年 11 月 9 日発年第 59 号厚生事務次官通知）とされてい ます。 本事例の場合、3 号特例届出日に受給資格を満たし受給権が発生す ることになります。（国民年金法昭和 60 年改正法附則第 18 条第 1 項、 同法平成 16 年改正法附則第 21 条、厚生年金保険法附則第 14 条）

疑義照会回答（年金給付）

制度	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
年金給付	障害基礎年金 請求書	15	改定請求書に 係る取扱いに ついて	国民年金法第34条 第2項	1級の障害基礎年金受給権者が「永久認定」となることを意図して「改定請求書」を提出し、事務所で受けました。 提出された改定請求書は、国民年金法第34条第2項に規定する障害年金の額の改定を行うことができる受給権者に該当しないとして、「事務連絡」により「返戻」、若しくは、「却下」として「処分」するのいずれの取扱いとすべきか、ご教示願います。 なお、診断書の審査の結果は「1級 3年有期」となりました。	有期認定から「永久認定」となることを目的としたものか否かは別として、本人より額改定請求があった場合は、受理して差し支えありません。 ただし、本件の対象者は、1級の障害基礎年金を受給していることから「障害基礎年金の受給権者は、(略)額の改定を請求することができる。」(国民年金法第34条第2項)という要件に該当しないため、却下処分をすることとなります。